

## 県営住宅の集約に関する Q&A

- 〈移転支援の内容に関すること〉 3
- Q1 移転補償の方法は、引越し後、実際にかかった費用を県に請求すること  
になりますか。 3
- Q2 不要な浴槽設備、家具・家電、テレビアンテナ等の処分について 3
- Q3 個別面談の①場所、②形式、③順番について 3
- Q4 早い時期に移転したほうが補償内容は有利ですか。 4
- Q5 市町村営住宅、民間賃貸住宅等に移転する場合も移転費は補償されま  
すか。 4
- Q6 県営住宅以外を移転先に希望することはできますか。 4
- Q7 移転対象の人は優先入居できますか。 5
- Q8 県営住宅に移転する場合、改めて保証人が必要ですか。 5
- Q9 県営住宅に移転する場合、駐車場も借りることはできますか。 5
- Q10 県営住宅の集約に伴う入居者説明会資料に、移転補償の例として、「家  
族人員 5 名以内の場合」とありますが、1 人でも同額となりますか。 5
- Q11 引越業者は県で探してもらえますか。 5
- Q12 荷詰め作業等もすべて業者をお願いする場合、引越し代が高額になる  
のではありませんか。 6
- Q13 移転候補先の県営住宅の家賃は、現在よりも高くなるのですか。 6
- Q14 移転先では敷金を支払う必要がありますか。 6
- Q15 県営住宅への移転で家賃が激変緩和される場合、敷金も緩和されま  
すか。 6
- Q16 自分の収入分位を教えてください。 6
- Q17 現在の住宅に入居した際に、浴槽設備を自ら設置したが、移転先の浴槽  
設備の設置費用は補償されますか。 7
- Q18 退去修繕費はかかりますか。 7

〈移転先に関すること〉	7
Q19 表 1 に載っているものが県営住宅の全てですか。	7
Q20 県営住宅に移転した場合、どれくらいの期間住むことができますか。	7
Q21 完成年度が古い県営住宅に移転を希望することは可能ですか。	8
Q22 移転先に希望者が競合した場合は、どのような方法で入居者を決定しますか。	8
Q23 移転希望先の内覧はできますか。	8
Q24 移転先の希望が通らなかった場合はどうなりますか。	8
〈建替えなどの方針に関すること〉	9
Q25 県営住宅はもう建替えしないのですか。	9
〈移転時期に関すること〉	9
Q26 用途廃止時期までに移転できない場合はどうなりますか。	9
Q27 すぐに引っ越さなければなりませんか。	9
〈その他(跡地利用、説明会の公開など)〉	10
Q28 「県営住宅の集約に伴う移転支援の方針」を策定する前に入居者の意向確認、説明はしなかったのですか。	10
Q29 入居者説明会を非公開とする理由は何ですか。	10
Q30 用途廃止後の跡地利用は、どのようになりますか。	10
Q31 現在の住宅の共益費負担はどうなりますか。	10

※当 Q&A に記載の事項は、用途廃止に向けて移転支援することが決定している県営将監第五 (A1~C5)、村田石生、多賀城八幡 (A~E)、黒松第二、中江東、中江南住宅の 6 団地の説明会で出された質問をもとに、必要な時点修正を加えて作成しています。

### 〈移転支援の内容に関すること〉

**Q1 移転補償の方法は、引越し後、実際にかかった費用を県に請求することになりますか。**

**A1** 実費補償ではなく、東北地区用地対策連絡会の補償基準に従って算定した額を補償させていただきます。入居者アンケートや個別面談等を踏まえ、移転先が決定した方につきましては、移転前に移転補償契約を締結し、移転補償費をお支払いたします。

**Q2 不要な浴槽設備、家具・家電、テレビアンテナ等の処分について**

**A2** 浴槽設備及びテレビアンテナ（戸建の屋根上に設置しているもの）は、そのまま置いていって構いません。浴槽設備及びテレビアンテナ以外の不要な家具・家電等については、退去時までにご自身で処分していただくこととなります。

**Q3 個別面談の①場所、②形式、③順番について**

**A3** ① 場所は、県営住宅の集会所等を予定しています。  
② 形式は、県の担当者と世帯の方々(※)との対面を予定しています。  
③ 順番は、入居者アンケートの回答で早い時期に移転を希望される方から順次進めていく予定ですが、個別面談の順番で入居の優先順位が決定するということではありません。

※ 複数人での出席も可能です。また、同居していない親族の方の同席も可能です。

**Q4 早い時期に移転したほうが補償内容は有利ですか。**

**A4** 世帯毎に各年度の単価で算定するため、早いから有利ということはありません。  
なお、単価は各年度の物価等に応じて変動するため、移転補償費も変動します。

**Q5 市町村営住宅、民間賃貸住宅等に移転する場合も移転費は補償されますか。**

**A5** 補償されます。  
ただし、移転補償費を支払うために移転補償契約を締結する必要がありますので、入居者アンケートや個別面談等で移転の予定を教えてくださいたくようお願いします。

**Q6 県営住宅以外を移転先に希望することはできますか。**

**A6** 県営住宅への移転を基本と考えていますが、県営住宅以外を希望することも可能ですので、入居者アンケートや個別面談等で御相談願います。  
県営住宅以外の公営住宅については、それぞれの住宅管理者の考え方もありますので、入居できない場合もあります。  
仙台市営住宅については、移転先として入居できませんので御理解願います。  
多賀城市営住宅については、自ら一般募集（年4回）に応募いただくことは可能です（応募可能時期は県に確認願います。なお、家賃の激変緩和措置はありません。）。  
村田町営住宅については、移転先として優先的に入居できます。なお、家賃の激変緩和措置があります。  
仙台市、多賀城市、村田町以外の公営住宅への移転を希望される場合は、入居者アンケートを提出いただいた後に、県から市町村等の担当部局に入居可否、要件等を確認いたします。  
民間賃貸住宅を移転先に希望する場合は、まずは入居者御自身で探していただくようお願いいたしますが、御不明なことがございましたら御相談ください。

**Q7 移転対象の人は優先入居できますか。**

**A7** 県営住宅への移転で、移転先に空きがあれば、公募によらず優先的に入居できます。  
ただし、同じ部屋に複数の希望者がいる場合は、調整させていただきます。

**Q8 県営住宅に移転する場合、改めて保証人が必要ですか。**

**A8** 必要になりますが、現在いない場合は、継続して探していただくようお願いいたします。

**Q9 県営住宅に移転する場合、駐車場も借りることはできますか。**

**A9** 移転先の駐車場の空き状況によります。駐車場利用の有無、利用台数を入居者アンケートに御記入願います。

**Q10 県営住宅の集約に伴う入居者説明会資料に、移転補償の例として、「家族人員 5 名以内の場合」とありますが、1 人でも同額となりますか。**

**A10** 主に、居住面積を基に移転補償費を算定しているため、1 人の場合も同程度の移転補償費になりますが、詳しくは個別面談の際に御相談ください。  
なお、移転補償費は移転される年度の単価で算定することから、実際の移転時期に応じて移転補償費は変わります。

**Q11 引越業者は県で探してもらえますか。**

**A11** 入居者御自身で探していただくようお願いいたしますが、御不明なことがございましたら御相談ください。

**Q12** 荷詰め作業等もすべて業者をお願いする場合、引越し代が高額になるのではありませんか。

**A12** 通常より高額になると思いますが、補償する額は、東北地区用地対策連絡会の補償基準に従って算定した額となります。

**Q13** 移転候補先の県営住宅の家賃は、現在よりも高くなるのですか。

**A13** 今より建設時期が新しい県営住宅に移転していただくこととなりますので、家賃が現在よりも高くなる場合があります。  
ただし、家賃減免を受けることができる場合もありますので、入居者アンケートや個別面談で御相談願います。

**Q14** 移転先では敷金を支払う必要がありますか。

**A14** 入居時に、本来家賃の3か月分に相当する金額の敷金を納入していただく必要がありますので御了承願います。  
なお、現在お住まいの住宅を退去する際には、管理上及び防犯上必要な鍵や扉、窓ガラスを修繕する必要がある場合（修繕費用）を除き、原状回復費用はかかりません。  
また、現在お住いの住宅に入居した際に納入していただいた敷金は還付いたしますが、上記の修繕がある場合は、修繕費用へ充当後、残金が生じる場合に還付いたします。

**Q15** 県営住宅への移転で家賃が激変緩和される場合、敷金も緩和されますか。

**A15** 敷金は本来家賃の3か月分必要です。家賃が激変緩和される場合でも同様となります。

**Q16** 自分の収入分位を教えてください。可能ですか。

**A16** 可能です。宮城県住宅供給公社にお問い合わせください。

**Q17** 現在の住宅に入居した際に、浴槽設備を自ら設置したが、移転先の浴槽設備の設置費用は補償されますか。

**A17** 移転先が県営住宅の場合は、浴槽設備設置済の住宅への入居となり、市町村営住宅の場合は、浴槽設備設置済の住宅への入居、もしくは、設置費用の支給となります。

ただし、浴槽設備設置済の住宅に入居した場合、家賃が上がる可能性があります。

**Q18** 退去修繕費はかかりますか。

**A18** 管理上及び防犯上必要な鍵や扉、窓ガラスを修繕する必要がある場合（修繕費用）を除き、原状回復費用はかかりません。

なお、現在お住いの住宅に入居した際に納入していただいた敷金は還付いたしますが、上記の修繕がある場合は、修繕費用へ充当後、残金が生じる場合に還付いたします。

また、移転先が県営住宅となる場合は、入居時に、本来家賃の3か月分に相当する金額の敷金を納入していただく必要がありますので、御了承願います。

### 〈移転先に関すること〉

**Q19** 表1に載っているものが県営住宅の全てですか。

**A19** 全てです。

**Q20** 県営住宅に移転した場合、どれくらいの期間住むことができますか。

**A20** 表1に記載の用途廃止時期までが目安となります。

**Q21** 完成年度が古い県営住宅に移転を希望することは可能ですか。

**A21** 可能ですが、県としましては、より居住環境が整った県営住宅へ移転していただきたいと考えております。

**Q22** 移転先に希望者が競合した場合は、どのような方法で入居者を決定しますか。

**A22** 入居者アンケートや個別面談での結果を踏まえ、個別状況により調整させていただきます。

**Q23** 移転希望先の内覧はできますか。

**A23** 入居者アンケートや個別面談等で御希望を伺い、調整させていただきます。

**Q24** 移転先の希望が通らなかった場合はどうなりますか。

**A24** 次回アンケートや個別面談等で引き続き移転先を調整させていただきます。

## 〈建替えなどの方針に関すること〉

**Q25 県営住宅はもう建替えしないのですか。**

**A25** 人口減少・少子高齢化の進行に伴い、住宅ストックの余剰が増えていくことに加え、本県では、災害公営住宅が整備され、新しい公営住宅の整備を積極的に進める状況ではなくなってきております。また、耐用年限を迎える県営住宅の老朽化の進行や耐震性の低下など、入居者の安全性の確保が課題となっております。

県では、こうした状況を踏まえ、県営住宅の新しい建設及び建替は行わず、既存ストックの長期的活用を図りながら、耐用年限を迎え、用途廃止が適当とされた住宅については、より居住環境の整った県営住宅への移転を基本として、集約を進めることとしております。

## 〈移転時期に関すること〉

**Q26 用途廃止時期までに移転できない場合はどうなりますか。**

**A26** 県としましては、移転支援を進めることを決定した時期から用途廃止時期までの約10年間で移転していただくことを基本にお願いしておりますが、用途廃止時期以降につきましては、建物の老朽化や耐震性能等の状況を勘案した上で総合的に判断していくこととなります。

**Q27 すぐに引っ越さなければなりませんか。**

**A27** それぞれの家庭の御事情等もあると思いますので、すぐに引越しをお願いするものではございません。県としましては、移転支援を進めることを決定した時期から用途廃止時期までの約10年間で移転をお願いすることとしております。

〈その他(跡地利用、説明会の公開など)〉

**Q28 「県営住宅の集約に伴う移転支援の方針」を策定する前に入居者の意向確認、説明はしなかったのですか。**

**A28** 令和5年1月に、中間案を県営住宅入居者の皆様にお知らせするとともに、御意見を伺ったところです。

**Q29 入居者説明会を非公開とする理由は何ですか。**

**A29** カメラに映ることを避ける入居者や、外部の方の出席により遠慮して質問できない入居者も想定され、自由な意見交換に支障をきたすことが懸念されるほか、家族のことなど入居者のプライバシーに関する質問等も想定されることから、非公開とさせていただいております。

**Q30 用途廃止後の跡地利用は、どのようになりますか。**

**A30** 現時点では決まっておりませんが、今後、市町村の意向も踏まえながら、検討していくこととなります。

**Q31 現在の住宅の共益費負担はどうなりますか。**

**A31** 説明会以降、県営住宅の集約に伴う入居者説明会資料に記載している移転支援プログラムに沿って移転していただいた退去者分の共益費（共用部電気代、照明器具代、共用水道代及び年2回の草刈代）については、自治会に対し県が補填します。

なお、すでに空家となっている分については対象となりませんので御理解願います。

表1 県営住宅一覧（構造別用途廃止時期（※1）順）

※1 ここでの構造別用途廃止時期を目安に、10年前までに用途廃止の可否の検討を行います。

番号	住宅名	所在地	完成年度	用途廃止時期 （※1）	構造	棟数	戸数	番号	住宅名	所在地	完成年度	用途廃止時期 （※1）	構造	棟数	戸数
1	安養寺 （用途廃止予定）	仙台市 宮城野区	昭和44年度 昭和45年度	令和6年度 （2024）	準耐火	2	9	54	小牛田峯山	美里町	昭和53年度～ 昭和56年度	令和30年度 （2048）	耐火	6	112
2	多賀城八幡（A～E）※2	多賀城市	昭和33年度～ 昭和41年度	令和10年度 （2028）	耐火	5	120	55	柴田船迫	柴田町	昭和54年度～ 平成4年度	令和31年度 （2049）	耐火	7	120
3	将監第五（A1～C5）※2	仙台市 泉区	昭和49年度	令和11年度 （2029）	準耐火	21	42	56	岩沼千貫	岩沼市	昭和54年度 昭和60年度	令和31年度 （2049）	耐火	6	102
4	中江東	仙台市 青葉区	昭和36年度～ 昭和38年度	令和13年度 （2031）	耐火	4	77	57	新坂	仙台市 青葉区	昭和54年度 平成4年度	令和31年度 （2049）	耐火	2	150
5	中江南	仙台市 青葉区	昭和38年度 昭和39年度	令和15年度 （2033）	耐火	4	96	58	塩釜北浜	塩竈市	昭和54年度	令和31年度 （2049）	耐火	3	70
6	村田石生	村田町	昭和58年度 昭和60年度	令和15年度 （2033）	木造	10	20	59	加茂	仙台市 泉区	昭和55年度 昭和57年度	令和32年度 （2050）	耐火	10	164
7	黒松第二	仙台市 泉区	昭和38年度～ 昭和41年度	令和15年度 （2033）	耐火	10	216	60	中倉	仙台市 若林区	昭和55年度	令和32年度 （2050）	耐火	2	72
8	幸町	仙台市 宮城野区	昭和39年度～ 昭和41年度	令和16年度 （2034）	耐火	6	138	61	名取手倉田第二（2）※2	名取市	昭和56年度	令和33年度 （2051）	耐火	1	20
9	鳴瀬小野	東松島市	昭和61年度 昭和62年度	令和18年度 （2036）	木造	6	12	62	塩釜天満崎	塩竈市	昭和56年度	令和33年度 （2051）	耐火	5	120
10	黒松第三	仙台市 泉区	昭和42年度 昭和43年度	令和19年度 （2037）	耐火	6	170	63	涌谷中島	涌谷町	昭和56年度	令和33年度 （2051）	耐火	2	24
11	涌谷町裏	涌谷町	昭和62年度	令和19年度 （2037）	木造	6	12	64	築館萩沢	栗原市	昭和56年度	令和33年度 （2051）	耐火	1	24
12	桃生中津山	石巻市	昭和62年度 平成2年度	令和19年度 （2037）	木造	5	10	65	梶の杜	仙台市 宮城野区	昭和57年度	令和34年度 （2052）	耐火	9	242
13	丸森神明	丸森町	昭和63年度 平成元年度	令和20年度 （2038）	木造	8	16	66	蒲生	仙台市 宮城野区	昭和57年度 昭和58年度	令和34年度 （2052）	耐火	2	36
14	古川福浦	大崎市	昭和63年度	令和20年度 （2038）	木造	15	15	67	六丁目	仙台市 若林区	昭和57年度	令和34年度 （2052）	耐火	3	56
15	鳴瀬中央	東松島市	昭和63年度	令和20年度 （2038）	木造	4	8	68	加茂第二	仙台市 泉区	昭和58年度～ 昭和63年度	令和35年度 （2053）	耐火	4	66
16	折立（A～D、1～5）※2	仙台市 青葉区	昭和44年度	令和21年度 （2039）	耐火	9	270	69	岩切	仙台市 宮城野区	昭和58年度	令和35年度 （2053）	耐火	4	66
17	三本木西浦	大崎市	平成元年度	令和21年度 （2039）	木造	5	10	70	河南鹿又	石巻市	昭和58年度	令和35年度 （2053）	耐火	1	12
18	本吉大沢	気仙沼市	平成元年度	令和21年度 （2039）	木造	8	8	71	広瀬	仙台市 青葉区	昭和59年度～ 昭和63年度	令和36年度 （2054）	耐火	24	339
19	若柳川南第二	栗原市	平成元年度	令和21年度 （2039）	木造	4	8	72	燕沢	仙台市 宮城野区	昭和59年度	令和36年度 （2054）	耐火	5	72
20	将監第一	仙台市 泉区	昭和45年度	令和22年度 （2040）	耐火	8	196	73	多賀城八幡（1～3）※2	多賀城市	昭和59年度 昭和61年度	令和36年度 （2054）	耐火	3	102
21	将監第二	仙台市 泉区	昭和45年度 昭和46年度	令和22年度 （2040）	耐火	16	453	74	石巻吉野	石巻市	昭和59年度	令和36年度 （2054）	耐火	1	96
22	矢本赤井	東松島市	平成2年度 平成3年度	令和22年度 （2040）	木造	6	12	75	名取増田	名取市	昭和60年度～ 平成3年度	令和37年度 （2055）	耐火	8	120
23	鶯沢柳沢	栗原市	平成2年度 平成3年度	令和22年度 （2040）	木造	12	12	76	虹の丘	仙台市 泉区	昭和61年度	令和38年度 （2056）	耐火	4	60
24	登米前舟橋	登米市	平成3年度	令和23年度 （2041）	木造	3	6	77	六丁目東	仙台市 若林区	昭和61年度	令和38年度 （2056）	耐火	1	102
25	柴田東船岡	柴田町	平成4年度	令和24年度 （2042）	木造	8	16	78	塩釜舟入	塩竈市	昭和62年度	令和39年度 （2057）	耐火	1	94
26	岩沼亀塚	岩沼市	昭和47年度 昭和49年度	令和24年度 （2042）	耐火	9	230	79	七北田	仙台市 泉区	昭和63年度	令和40年度 （2058）	耐火	1	136
27	将監第三	仙台市 泉区	昭和47年度 昭和49年度	令和24年度 （2042）	耐火	7	190	80	石巻門脇	石巻市	昭和63年度	令和40年度 （2058）	耐火	2	36
28	将監第四	仙台市 泉区	昭和47年度	令和24年度 （2042）	耐火	8	240	81	黒松第四	仙台市 泉区	平成元年度	令和41年度 （2059）	耐火	1	18
29	中新田田川	加美町	平成4年度	令和24年度 （2042）	木造	8	12	82	加茂第三	仙台市 泉区	平成元年度	令和41年度 （2059）	耐火	3	36
30	松山山谷	大崎市	平成4年度	令和24年度 （2042）	木造	6	12	83	塩釜清水沢（7～10）※2	塩竈市	平成元年度 平成4年度	令和41年度 （2059）	耐火	4	72
31	若柳新堤下	栗原市	平成4年度	令和24年度 （2042）	木造	5	10	84	石巻黄金浜	石巻市	平成元年度	令和41年度 （2059）	耐火	2	36
32	中新田羽場	加美町	平成5年度 平成8年度	令和25年度 （2043）	木造	12	24	85	支倉	仙台市 青葉区	平成2年度	令和42年度 （2060）	耐火	2	114
33	涌谷下町	涌谷町	平成5年度	令和25年度 （2043）	木造	6	12	86	黒松第一	仙台市 青葉区	平成2年度	令和42年度 （2060）	耐火	1	24
34	白石寿山	白石市	昭和49年度	令和26年度 （2044）	耐火	2	60	87	七ヶ浜松ヶ浜	七ヶ浜町	平成2年度 平成4年度	令和42年度 （2060）	耐火	2	95
35	大河原結ヶ丘	大河原町	平成6年度	令和26年度 （2044）	木造	12	12	88	松陵	仙台市 泉区	平成3年度～ 平成6年度	令和43年度 （2061）	耐火	7	172
36	大河原上谷	大河原町	昭和49年度	令和26年度 （2044）	耐火	1	30	89	多賀城大代	多賀城市	平成3年度	令和43年度 （2061）	耐火	3	48
37	将監第五（45～49）※2	仙台市 泉区	昭和49年度 昭和58年度	令和26年度 （2044）	耐火	5	130	90	蔵王井戸井	蔵王町	平成4年度 平成6年度	令和44年度 （2062）	耐火	2	36
38	多賀城中峯元	多賀城市	昭和49年度	令和26年度 （2044）	耐火	2	40	91	名取飯野坂	名取市	平成4年度	令和44年度 （2062）	耐火	4	87
39	七ヶ浜遠山	七ヶ浜町	昭和49年度	令和26年度 （2044）	耐火	2	40	92	古川李埜	大崎市	平成4年度～ 平成14年度	令和44年度 （2062）	耐火	3	118
40	鹿島台福芦	大崎市	昭和49年度 昭和51年度	令和26年度 （2044）	耐火	3	64	93	石巻西境谷地	石巻市	平成4年度	令和44年度 （2062）	耐火	2	36
41	矢本下浦	東松島市	昭和49年度～ 昭和53年度	令和26年度 （2044）	耐火	6	150	94	迫萩洗	登米市	平成4年度 平成6年度	令和44年度 （2062）	耐火	2	36
42	石巻水押	石巻市	昭和49年度 昭和50年度	令和26年度 （2044）	耐火	3	80	95	築館久伝	栗原市	平成4年度	令和44年度 （2062）	耐火	1	18
43	岩沼相の原	岩沼市	昭和50年度～ 昭和56年度	令和27年度 （2045）	耐火	14	390	96	角田横倉	角田市	平成5年度	令和45年度 （2063）	耐火	1	18
44	塩釜清水沢（1～6）※2	塩竈市	昭和50年度	令和27年度 （2045）	耐火	6	152	97	名取谷津山	名取市	平成5年度	令和45年度 （2063）	耐火	3	68
45	名取田高	名取市	昭和51年度	令和28年度 （2046）	耐火	5	170	98	大和吉岡南	大和町	平成5年度	令和45年度 （2063）	耐火	1	18
46	桜ヶ丘	仙台市 青葉区	昭和51年度 昭和52年度	令和28年度 （2046）	耐火	12	168	99	石巻蛇田	石巻市	平成5年度 平成6年度	令和45年度 （2063）	耐火	12	126
47	鳴瀬中央第二	東松島市	平成8年度	令和28年度 （2046）	木造	4	8	100	折立（6～12）※2	仙台市 青葉区	平成6年度～ 平成9年度	令和46年度 （2064）	耐火	7	118
48	石巻鹿妻	石巻市	昭和51年度～ 昭和53年度	令和28年度 （2046）	耐火	5	192	101	名取名取が丘四丁目	名取市	平成7年度	令和47年度 （2065）	耐火	2	42
49	気仙沼鹿折	気仙沼市	昭和51年度 昭和53年度	令和28年度 （2046）	耐火	3	94	102	名取名取が丘四丁目 （特定公共賃貸住宅）	名取市	平成7年度	令和47年度 （2065）	耐火	2	36
50	亘理下茨田	亘理町	昭和52年度～ 昭和63年度	令和29年度 （2047）	耐火	6	130	103	若柳川南	栗原市	平成7年度	令和47年度 （2065）	耐火	1	30
51	太白	仙台市 太白区	昭和52年度 昭和53年度	令和29年度 （2047）	耐火	8	168	104	柴田槻木	柴田町	平成9年度	令和49年度 （2067）	耐火	3	79
52	多賀城浮島	多賀城市	昭和52年度 昭和53年度	令和29年度 （2047）	耐火	4	90	105	石巻渡波	石巻市	平成9年度	令和49年度 （2067）	耐火	1	24
53	塩釜庚塚	塩竈市	昭和53年度 昭和54年度	令和30年度 （2048）	耐火	2	50	106	名取手倉田第二（1）※2	名取市	平成25年度	令和65年度 （2083）	耐火	1	30

※2 棟数あるため、耐用年限を分けて検討する団地